

## 介護保険課からのご案内

### ●皆さまへ

所沢市に在住されていた期間に合わせ、今年度の介護保険料を月割りで再計算します。

再計算の結果、介護保険料が納め過ぎとなった場合、還付金として還付します。一方、再計算した結果、不足がある場合には不足分を納付していただきます。いずれの場合でも、ご転出先の住所に後日通知をお送りします。

### ●特別徴収（年金天引き）だった方へ

年金天引きの停止には、**3か月**ほど日数を要します。

そのため、すぐに年金天引きが停止せず、ご転出後も所沢市の介護保険料として年金から引かれてしまう場合がございます。

この場合、引かれ過ぎとなった分は、後日還付金として還付します。

### ●介護認定をお持ちの方へ

住所を異動した日から**14日以内**に、ご転出先の介護保険担当課にて、要介護（要支援）認定申請のお手続きを行ってください。

※このお手続きにより、あらためて調査を受けずに所沢市の介護度のまま、要介護（要支援）認定を受けることができます。

#### △注 意△

- ・ご転出に伴い、介護保険料の納付先が所沢市からご転出先の市区町村に変わります。
- ・再計算した結果については、後日「変更通知書」として、ご転出先の住所に通知をお送りします。
- ・還付には、口座情報のご提出から**2か月**ほど日数を要します。予めご了承ください。また、還付金が発生しない場合には、通知はお送りしません。
- ・特別徴収だった方の場合、ご転出先では**継続して年金天引きにはなりません**。ご注意ください。

#### 【お問い合わせ】

所沢市役所 福祉部 介護保険課

電話：04-2998-9420

E-mail：[a9420@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9420@city.tokorozawa.lg.jp)

